

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、当社グループを取り巻くステークホルダーや未来社会に対する責任を果たすため、公正で透明性の高い経営体制のもと、機動的・効率的な意思決定により、求心力あるグループ経営を実現し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指すことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方としております。

当社の取締役会は、当社グループの戦略的な方向付けを行い、グループ経営資源の効率的な確保と適正な配分、資本政策の策定・実行等の役割を担うとともに、当社を含むグループ全体の内部統制システムの構築と運用の監督を行うことで、グループにおける経営上のリスクを的確に把握し、グループ全体の収益・リスク管理等を徹底するなど、グループ経営管理体制の構築に取り組んでおります。

また当社は、当社グループの全ての社員が共有する経営の基本原則として、フルサト・マルカグループ理念¹「SLOGAN・VISION・MISSION・3VALUE S・7STANDARDS」を定めており、その実践を通じてコーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

<フルサト・マルカグループ理念>

[SLOGAN] “社会への宣言・合言葉”

「その手があったか」を、次々と。

[VISION] “実現したい未来”

「叶えたい」が、あふれる社会へ。

[MISSION] “日々果たすべき使命”

感動提案で今を拓き、変化の先まで伴走する。

[3VALUES] “3つの価値観”

- ・「共創精神」自分とは異なる人やその考え方を認め合い、意見を交えます
- ・「成長意欲」常に成長を目指してチャレンジする意志を持ち続けます
- ・「自分事化」誠心をもって向き合い、自ら行動を起こします

[7STANDARDS] “グループ社員として思考・行動する際の7つの判断基準”

1. 関係法令・社会のルールを守り高い倫理観を持ちます
2. 人権を尊重し個人の尊厳を守り多様性を認め受け入れます
3. 持続可能なための環境社会活動の重要性を認識し積極的に取り組みます
4. 誠実を大切に、いかなる時も公平公正に対応します
5. リスクを回避せずリスクテイクによるチャレンジの選択肢を考慮します
6. 公私の信用を高め、失うことのないよう誠心誠意つとめます
7. 仕事や活動に意義を持ち自己実現の欲求を通して成長します

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則2-4 中核人材の登用等における多様性の確保】

<多様性の確保についての考え方>

当社は、人材の多様化とそれら人材の育成が中長期的な企業価値の向上に繋がるものと考え、女性・外国籍者・キャリア(中途)採用者を積極的に採用しております。また、従来の枠組みにはない新たな技術や社会課題への対応として、理系人材の採用にも努めております。

<多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標及び状況>

当社の女性管理職・外国籍社員・理系人材採用の状況及び目標数値は下記のとおりです。

指標	(実績)		(目標)
	2023年12月期	2026年12月期	
女性管理職比率	2.5%		3.0%
外国籍社員数	14人		30人
理系人材採用比率	7.6%		9.0%

女性管理職比率、外国籍社員数、理系人材採用比率につきましては、当社フルサト・マルカホールディングス(株)及び主な連結子会社3社(フルサト工業(株)、(株)マルカ、(株)ジーネット)を算定対象範囲として集計しております。

外国籍者及びキャリア(中途)採用者の管理職への登用については、現時点で測定可能な目標を設定しておりません。当社は2021年10月に経営統合を行って以降、グループ各社の垣根を越えて社員交流を進めております。グループ各社にてスキルや経験を持った人材が、他のグループ会

社の管理職などの要職に就き、シナジー創出につなげております。まずは、グループ各社の人財が融合され、企業価値向上に努めることが優先順位の高い事項と考えております。但し、外国籍者及びキャリア(中途)採用者の管理職への登用推進は、会社の持続的な成長を確保する上で重要なことと考えており、これまでと同様に積極的に採用し、また、目標の設定についても引き続き検討してまいります。

<多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況>

人材育成方針については、「オーナーシップマインドを備えたユニーク人材の育成」を掲げ、当社グループ理念のMISSION「感動提案で今を拓き、変化の先まで伴走する。」を実現できる人材を育成するために、「多様性を活かす」組織づくり、「挑戦を促す」意識の醸成及び「自律性を育む」人材開発の3つの柱を推進しており、年代別キャリア研修や女性のためのキャリアデザイン研修等、各種研修の実施や、自己申告制度、公募制度、FA制度等の社内制度の充実に努めております。

また、各施策の展開のみならず、多様な人材を公平に評価し、活躍できる環境を整えることを目的として、フルサト工業(株)、(株)マルカ、(株)ジーネットのそれぞれの人事制度を統合し、2024年7月から新たな人事制度をスタートさせます。これにより、グループ間の人財交流を加速させてまいります。

さらに、2021年10月の経営統合以降、人材の融合施策のひとつとして、東京、名古屋、大阪のオフィスを統合し、グループ会社の共同利用を行っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【補充原則1-2 議決権電子行使プラットフォームの利用】

当社では、機関投資家や海外投資家による議決権行使に配慮し、インターネットによる議決権行使や議決権電子行使プラットフォームへの参加による行使も可能としております。また、招集通知の英訳についても、和文と同時に公開しております。

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、長期的・安定的な取引関係の構築・維持・強化を図ることを目的として、上場株式の政策保有を行う場合があります。当社グループが保有する株式については、当社の管理本部長が毎年、個別の銘柄ごとに保有目的、含み損益、簿価と時価、配当状況、取引高を評価項目として、政策保有の意義、経済合理性など検証し、その内容を当社取締役会で審議しております。政策保有の意義が不十分な株式、あるいは資本政策に合致しない株式については縮減することを基本方針としております。

政策保有株式の議決権行使については、議案の内容を精査し、株主価値の向上に資するか否かを判断し、適切に行使用いたします。また、議決権の行使により株主価値が毀損されると判断される場合には、肯定的な判断を行わないことで株主としての意思を表示いたします。

なお、当社の株式を政策保有株式として保有する相手先から、売却等の意向が示された場合はその売却等を妨げないこととしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が、取締役及び主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、その取引が当社や株主共同の利益を損なうことのないよう取引内容を精査し、取引実績を取締役に報告しております。また、当社と取締役の利益相反取引については、取締役会の決議事項とし、監査役会は、同取引において取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成のみならず、当社の財政状態に影響を与える場合もあることを踏まえて、財務部門を担当する執行役員が責任者となり、運用機関から定期的な情報入手を行い、運用状況の管理(モニタリング)を行っており、必要に応じて運用機関との対話の場を設けております。当社の企業年金資産の積立金が適正に運用されるよう、今後も適切な人材を育成・登用することで、企業年金資産のアセットオーナーとしての専門性を高めてまいります。

【原則3-1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社グループ理念は、本報告書「I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しております。また、中期経営計画については、2022年からの5ヶ年計画「中期経営計画「UNISOL」」を策定しており、計画の実現に向けた取組みを推進しております。

() コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

本報告書の「I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方」に記載しております。

() 取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続き

取締役の報酬を決定する際には、透明性及び客観性を確保するため、取締役会の下に設置された過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める報酬委員会にて協議し、その内容を取締役会に報告し、審議を経て決定いたします。また取締役へのインセンティブ付与に関しては、業績連動型株式報酬制度を導入しております。

() 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役の指名方針と手続き

取締役会の下に指名委員会を設置し、経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補者についての協議を行い、取締役会にその協議内容を報告し、取締役会の審議を経て候補者を決定いたします。委員会は社外取締役が過半数を占める構成とし、委員長には社外取締役を選任いたします。取締役候補者の指名基準は、心身ともに健康であり、遵法精神に富んでいること、優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れていること、時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できていること、当社グループの経営戦略の策定及び実行に貢献できる知識・能力及び幅広い経験を有していること、自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと等、また、社外取締役については、会社法及び東京証券取引所の定める独立性要件を満たす者であって、上記に代えて、企業経営、学術、行政、財務会計、法律その他の分野における高い専門的知見または豊富な経験を有していること、などの選定基準を踏まえて委員会にて協議を行い、取締役会の審議により決定いたします。

監査役候補者の指名基準は、心身ともに健康であり、遵法精神に富んでいること、職務を遂行する上で必要な強い意思と優れた人格を有していること、当社グループに対する深い理解に基づき、当社における監査役監査に貢献できる知識・能力・経験を有していること、当社の監査役に求められる役割・職責を適切に果たす上で必要な時間・労力を確保できること、また、社外監査役の候補者については、会社法に定める社外監査役の要件を満たす者であって、上記に代えて、企業経営、学術、行政、財務会計、法律その他の分野における高い専門的知見または豊富な経験を有していること、などを指名の条件としており、監査役会の同意を得たうえで取締役会に付議し決定いたします。

また、当社では、代表取締役を経営陣幹部と定めております。経営陣幹部候補者の指名基準は、グループ経営の陣頭に立つ資質を有していること、現在まで適正に業務を執行してきたと認められる者であること、職責を十分に果たして着実に成果を上げている者であること、または成果を上げることが期待できる者であること、代表取締役として、当社グループの成長・発展に寄与することが期待できる者であること、などの基準を満たしている候補者を指名し、取締役会の審議により決定いたします。

経営陣幹部、取締役並びに監査役が、公序良俗に反する行為を行った場合、職務懈怠により企業価値を著しく毀損させた場合、選定基準に定める資質が認められない場合など、経営陣幹部、取締役並びに監査役を解任すべき事情が生じた場合は、指名委員会における協議を経た上で取締役会が決定し、法令に基づき解任手続きをとります。

()取締役等の個々の選解任・指名についての説明

取締役等の個々の選任・指名についての理由は、「株主総会招集ご通知」に記載しております。なお、取締役及び監査役の解任の決定手続きは、会社法の規定に従って行うことといたします。

第2回定時株主総会招集ご通知：https://www.unisol-gr.com/wp-content/themes/fmh/img/ir03/cn230330_01.jp.pdf

第3回定時株主総会招集ご通知：https://www.unisol-gr.com/wp-content/uploads/2024/03/cn240328_01.jp.pdf

[補充原則3-1 英語での情報の開示・提供]

当社は、海外投資家等の比率を踏まえ、決算資料、株主総会招集通知、その他IR関連資料等、当社ウェブサイトにて英語での情報開示を行っております。

[補充原則3-1 サステナビリティについての取組み]

当社は、サステナビリティを巡る課題に対して、将来におけるリスクの縮減のみならず収益機会にもつながる重要な経営課題であると認識し、代表取締役社長の下に「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティを巡る課題への対応の協議及び決定を行っております。また、グループ理念体系「UNISOL」で目指す“「叶えたい」が、あふれる社会へ。”というビジョン実現のために、経済的価値と社会的価値の両立を目的とした「サステナビリティ基本方針」を策定し、サステナビリティ上のテーマを掲げ、重要課題(マテリアリティ)を特定しております。これらの課題に対して積極的、能動的に取り組むことで、社会的課題の解決並びに持続可能な社会の実現に貢献してまいります。詳細につきましては、有価証券報告書、統合報告書、当社ウェブサイトを通じて公開しております。

有価証券報告書・統合報告書は、当社ウェブサイト内のIR情報(IR資料室)より閲覧いただけます。：<https://www.unisol-gr.com/ir/library>

ウェブサイト サステナビリティページ：<https://www.unisol-gr.com/sustainability>

[人的資本への投資について]

当社グループでは、企業の成長は社員個人の成長とグループ各社の融合において実現されるという認識にたち、人財育成方針と人財活躍推進方針のもと各種施策の推進を行うと同時に、従業員が意欲を持って働き続けられる環境整備に取り組んでおります。

人財育成につきまして、当社グループが商社という業態を主としていることから、提供する付加価値は“ヒト”に大きく依存しているため、人財の獲得、定着、育成及び有機的な活用について、戦略的に実行する必要があると考えています。グループ理念体系「UNISOL」をふまえ、人財育成の基本方針を「オーナーシップマインドを備えたユニーク人財の育成」とし、お客様の課題に対して、ユニークなソリューションを提供し続ける人財の育成を推進しております。

また、当社グループは2021年10月に異なる企業集団の経営統合により誕生しており、中期経営計画の達成においてもシナジー等の統合効果を十分に創出することが不可欠であります。そのため、社員ひとりひとりが十分に能力を発揮し、活躍することができるよう、グループ内で適材適所の人員配置等を実現するための最適な人財ポートフォリオの構築や社内制度の統合なども重要な取組みに位置づけております。

上記の考えのもと、施策の実行や人的資本への投資等を実行しており、2023年度12月期におきましては、会社の枠を超えたグループ全体での管理職候補者及び管理職向けの研修の制度化・実施、グループ人事制度の統一に向けた対応などを行いました。また、対象従業員の財産形成の一助とすることにくわえ、株主との一層の価値共有を進めるため当社の企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として「従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度」を導入し、譲渡制限付株式としての自己株式の処分も行っております。加えて、2024年12月期からは、従業員向け株式ESOP信託の導入も準備済みであり、従業員の経営参画意識を醸成することで持続的な企業価値向上に繋げてまいります。

[知的財産への投資について]

当社グループは、中期経営計画の基本戦略のひとつとして「プラットフォーム戦略」を掲げ、お客様のニーズへの対応力と総合的なソリューション力を備えた「ソリューション・プラットフォーム」の構築を目指しております。このプラットフォームの実現には、当社グループが保有していない技術力やノウハウといった、幅広い意味での知的財産の補完が不可欠であるとの認識のもと、資本・業務提携等による多様な企業との協力体制の構築などを推進しております。

2023年12月期においては、フォーミングマシン、等速ジョイント加工機を中心とするオンリーワン技術を用いた生産システムを自動車製造業界等に提供している、ティーエスプレジジョン株式会社の株式を当社子会社である株式会社マルカが取得し、連結子会社化いたしました。これはソリューション・プラットフォーム(商社機能とメーカー機能を一体化したエンジニアリングチェーン)の構築及びEV関連分野への展開のために実施したものであり、今後も経営戦略と連動させながら、知的財産等を含む無形資産等への投資を行ってまいります。

また、当社子会社であるセキュリティデザイン株式会社は、従前より京都大学大学院農学研究科との共同研究を進めてまいりましたが、2023年10月には実証実験の成果を活かし、牛の分娩予兆検知システム「UNI-MOW」(ユニモウ)を開発、販売開始いたしました。中期経営計画においては、介護、農業、食品関連といった当社グループにとって新しい領域への事業展開も目指しており、「UNI-MOW」(ユニモウ)をはじめとする新たなソリューションなどにつきましても、引き続き探索・開発を行ってまいります。

[TCFDの枠組みに基づく開示]

当社は、2022年11月にTCFD提言への賛同の表明を行いました。環境問題への取組みは企業の存続、成長に不可欠であるという認識のもと、気候変動への対応につきましてもTCFDの枠組みに基づく情報開示を進めてまいります。

ウェブサイト TCFD提言への対応：<https://www.unisol-gr.com/sustainability/environment/tcfd>

[補充原則4-1 経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示]

グループ本社である当社の取締役会は、経営執行機能の権限を合理的な範囲で傘下の事業会社に委任し、業務執行取締役を通じてグループ経営が適法・適正になされ、かつ期待した成果を上げているのかをモニタリングする監督機能の強化に努めております。また当社では、経営の意思決定・監督と業務執行の機能を明確に分離し、取締役会全体の機能強化並びに意思決定の迅速化、業務の効率性を確保することを目的として執行役員制度を導入しております。

取締役会は、法令、定款及び当社関連規程の定めに基づき、経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行います。経営執行に係る意思決定を迅速に行うため、法令、定款及び当社関連規程に定める事項を除く業務執行に係る権限は、取締役会より代表取締役社長に委任しております。また代表取締役社長は、業務執行に係る権限を、各業務を担当する取締役、並びに執行役員に委任することができる、としております。

[原則4-8 独立社外取締役の有効な活用]

当社は、独立性のある立場で、経営の監督及び助言を行い、取締役会の機能向上と透明性を確保する役割を果たし得るとの判断から、会計・財務に知見のある公認会計士・税理士1名、法務分野に知見のある弁護士1名、他社で企業経営全般に携わった経験者1名のあわせて3名を独立社

外取締役として選任しております。取締役会は、社内取締役3名と合わせて合計6名で構成しており、独立社外取締役は3分の1以上となっております。

【補充原則4-8 支配株主からの独立性】

2024年3月28日現在、当社は、支配株主を有していません。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社が、社外取締役を選定するにあたっては、会社法及び東京証券取引所の独立性に関する要件を満たしており、また、当社が定めている「社外役員の独立性に関する基準」に照らし合わせております。それに加えて、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる、豊富な経験と専門的な知見を有していることを重視しております。

【補充原則4-10 指名委員会・報酬委員会の構成の独立性に関する考え方・権限・役割等】

当社の取締役会の構成は、取締役総数6名のうち、独立社外取締役は3名となっております。経営陣幹部・取締役の指名・報酬については、特に透明性・客観性及び説明責任の強化が必要であることから、取締役会の諮問機関として社外取締役が委員長を務める任意の委員会である、「指名委員会」、「報酬委員会」を設置し、適切な関与・助言を得ております。指名委員会及び報酬委員会の両委員会ともに、社外取締役3名と社内取締役2名で構成されており、社外取締役が過半数を占める事で、独立性・客観性を高めております。

指名委員会、報酬委員会の権限・役割等につきましては、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」1. 機関構成・組織運営等に係る事項 取締役関係 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無補足説明」の欄に記載しております。

【補充原則4-11 取締役会の構成等に関する考え方】

取締役の員数は、実効的な運営を行い、議論の活発化を図るため、定款で定める10名以内とし、当社グループの幅広い事業領域に相応しい、知識・経験・能力・多様性及び経営戦略に照らして、取締役が備えるべき個別のスキルを有した業務執行取締役3名と、東京証券取引所の定めに基づく独立基準を満たした社外取締役3名(うち女性1名)の合計6名が選任されています。

また、監査役の員数は定款で4名以内と定め、その過半数は独立性判断基準を満たす社外監査役としており、当社グループの業務に精通した常勤監査役1名と、財務・会計及び企業経営に十分な知見を有する社外監査役2名(うち女性1名)の合計3名が選任されています。

当社は、取締役会の下に社外取締役が過半数を占める指名委員会を設置し、取締役の選任方針、指名基準、手続等を定めております。なお、各取締役・監査役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスについては、後記表[スキル・マトリックス]をご参照ください。

【補充原則4-11 取締役・監査役の兼任状況】

社外を含む取締役・監査役が他の会社の役員を兼任する場合、当社の取締役または監査役としての責務を果たすために必要な時間と労力を確保できる適切な兼任数までとしております。取締役と監査役の重要な兼職状況については、「株主総会招集ご通知」及び有価証券報告書等の開示書類に記載しております。

第2回定時株主総会招集ご通知: https://www.unisol-gr.com/wp-content/themes/fmh/img/ir03/cn230330_01.jp.pdf

第3回定時株主総会招集ご通知: https://www.unisol-gr.com/wp-content/uploads/2024/03/cn240328_01.jp.pdf

有価証券報告書は、当社ウェブサイト内のIR情報(IR資料室)より閲覧いただけます。: <https://www.unisol-gr.com/ir/library>

【補充原則4-11 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社は、取締役会の役割・責務が適切に果たされ、機能しているかを検証し、その向上を図ることにより、より充実したコーポレート・ガバナンス体制の構築と、中長期的な企業価値向上を目指すため、事業年度を区切りとした取締役会全体の実効性評価を実施しております。2023年12月期における評価方法、並びに結果の概要については下記のとおりです。

1. 評価方法

a.実施時期:2023年11月~12月

b.対象者:取締役7名(うち社外3名)・監査役3名(うち社外2名)の合計10名

c.実施要領:評価は第三者機関が実施

評価方法は、全員を対象とした以下の項目によるアンケート調査(各項目を5段階で評価、あわせて各自がコメントを記載)、並びに、対象者1名当たり約1時間の個別インタビューを行い、第三者機関が専門的知見に基づき分析・評価を行った上で報告書を作成し、当社取締役会事務局に提出

- <アンケート項目>
- ・取締役会のあり方・構成について
 - ・取締役会の運営について
 - ・取締役会の議論について
 - ・取締役会のモニタリング機能について
 - ・株主との対話について
 - ・取締役・監査役の責務・支援体制について
 - ・指名委員会・報酬委員会の運営について

2. 評価結果の概要

第三者機関による取締役会の実効性評価の結果の概要は以下のとおりです。

- ・取締役会は多彩なメンバーで構成されており、社外役員の専門分野や経験も多様であることから、活発な意見交換がなされている。また、経営に対するモニタリングも機能しており、様々な議論を重ねることが可能な環境が整備されている。
- ・前年度の実効性評価の結果で課題として挙げた、グループ全体に対する監督機能の強化については、複数回にわたり「監督の方向性」や「執行との関わり方」などの議論を重ねたことにより、方向性が定まり、それを具体化していくことが確認されている。
- ・一方で、事業戦略や資本戦略、後継者育成などに関するテーマについては、更なる議論の必要性が示されており、取締役会付議基準の見直しや討議・協議事項の充実とあわせて、議論すべきテーマを年間アジェンダに組み入れることなどが望まれる。

3. 今後の取組みについて

上記の評価結果、及び評価結果を受けての取締役会での議論により、当社の取締役会の実効性は概ね確保されていることを確認いたしました。一方で、「実効性の更なる向上」の観点から、有意義な意見や指摘も示されており、それらを踏まえて、当社取締役会は今後、以下の内容に取り組むことといたします。

モニタリング機能の強化

- ・グループ本社の取締役会として果たすべき監督機能のさらなる強化
- ・事業ポートフォリオ、サステナビリティ活動、リスクマネジメントに対するモニタリング機能の高度化
指名委員会のさらなる活性化
- ・執行と監督の分離を前提とした、取締役・監査役候補者の選定方針、基準、手続等の再協議
- ・最高経営責任者を含めた取締役会構成員の後継者計画の検討
企業価値向上のための議論の充実
- ・付議基準には含まれない「戦略的テーマ」に関する討議時間の確保
- ・企業価値向上に資する討議テーマの選定と討議スケジュールの明確化

【補充原則4-14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、就任時及び在任中継続的に、取締役及び監査役に対して、その役割・責務を適切に果たすために必要となる知識の習得、更新に関する機会と費用の支援を提供しております。加えて、社外取締役及び社外監査役に対しては、グループ会社を含む拠点見学等を実施し、当社の経営方針や事業内容について理解を深める機会を提供しております。取締役及び監査役は、その責務を適切に果たすため、当社の業績動向、財務状態、法令や法的責任、コーポレート・ガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽を積んでおります。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けた取組みについて、適切な情報を適時に提供しております。また、これらの情報提供は、当社の経営戦略や財務状況等に関して、株主・投資家からの確に理解され、正当な評価を得ることや建設的な対話を通じて、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としております。

当社においては、代表取締役社長が株主・投資家との対話全般について統括し、建設的な対話の実現に努めております。株主・投資家との実際の対話は、IR担当部門である経営戦略本部を窓口として、代表取締役をはじめとする経営陣と連携しながら実行してまいります。株主・投資家との対話を充実し、効果的なものとするため、関連するグループ各社の各部門とも連携して、法令等を遵守した情報開示を行います。

当社では、法令で義務付けられた情報開示のほか、機関投資家向けの決算説明会や個別面談を行っております。また、当社ウェブサイト内の「IR情報(IR資料室)」において、四半期ごとの決算説明資料、決算説明会等の動画ライブラリ、アニュアルレポート等を開示しております。今後は、個人投資家向け説明会への参画も検討しており、積極的かつ自発的な開示に努め、当社の経営状況に関する理解促進と対話の充実を図ってまいります。

ウェブサイト IR情報(IR資料室) : <https://www.unisol-gr.com/ir/library>

当社は、情報の開示に関するルールとして「ディスクロージャーポリシー」を定め、当社ウェブサイト内に公表しており、遵守を徹底いたします。また、インサイダー情報が外部へ漏洩することを防止するため、「内部取引管理規則」に基づき、情報管理責任者と連携を図り情報管理を徹底いたします。

ウェブサイト ディスクロージャーポリシー : <https://www.unisol-gr.com/disclosure-policy>

【株主との対話の実施状況等】

当社グループの持続的な成長と企業価値向上に向けて、株主・機関投資家との建設的な対話を促進するため、IR活動を積極的に行ってまいります。

決算説明会は、本決算及び第2四半期(中間)決算時に開催しており、代表取締役会長、代表取締役社長及び執行役員管理本部長が業績や経営戦略について説明を行っております。

個別IRは、代表取締役社長をはじめとする経営陣及びIR担当者等が出席し、2023年度は41社と対話を実施しました。主なテーマは中期経営計画に基づく事業戦略、経営統合によるシナジー効果、市場環境、資本政策(株主還元方針)等です。

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】[英文開示有り]

当社グループは、売上高・利益の成長に加え、資本効率を高めることで企業価値の最大化を図る「資本コスト経営」に取り組んでおります。推進にあたっては、ROICを重要な経営指標の一つとして取り入れ、各社員がROIC向上を自分事化し経営と現場が一体となって取り組むために、具体的な活動への落とし込みを進めております。

また、2023年12月には、従業員持株会向けに譲渡制限付き株式を付与することで社員の経営参画意識を醸成し、当社株主との一層の価値共有を図っております。

詳細につきましては、当社ウェブサイト内の企業情報(中期経営計画)に掲載しております「持続的な企業価値の向上に向けて」をご参照ください。

「持続的な企業価値の向上に向けて」は、当社ウェブサイト内の企業情報(中期経営計画)より閲覧いただけます。

: <https://www.unisol-gr.com/who/mtmp>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社エフアールテイ	2,753,861	11.21
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LIMITED	2,508,200	10.21
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,003,600	8.15
THE CHASE MANHATTAN BANK,N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUSSECS LENDING ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	853,493	3.47
コベルコ建機株式会社	766,260	3.12

株式会社不二越	743,040	3.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	632,584	2.57
フルサト・マルカグループ従業員持株会	598,635	2.43
株式会社三菱UFJ銀行	518,390	2.11
日本生命保険相互会社	496,640	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 更新

1. 大株主の状況は、2023年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。また、保有割合の算定に際しては、自己株式(616,765株)を控除しております。

2. 2023年12月31日現在における上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)及び株式会社日本カストディ銀行(信託口)の信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

3. 株式会社三菱UFJ銀行及び共同保有者2社の代理人である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから2023年9月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、2023年8月28日(報告義務発生日)現在で、以下のとおり株式を保有している旨の記載がありますが、当社として2023年12月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行以外の実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称 / 所有株式数 / 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合

- ・株式会社三菱UFJ銀行 / 518千株 / 2.1%
- ・三菱UFJ信託銀行株式会社 / 255千株 / 1.0%
- ・三菱UFJ国際投信株式会社 / 115千株 / 0.5%

計 / 889千株 / 3.5%

4. シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッドから2023年4月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書に係る変更報告書において、2023年4月13日(報告義務発生日)現在で、以下のとおり株式を保有している旨の記載がありますが、当社として2023年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称 / 所有株式数 / 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合

- ・シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ(シンガポール)ピーティーイー・リミテッド(Symphony Financial Partners(Singapore)Pte.Ltd.) / 3,830千株 / 15.2%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
中務 裕之	公認会計士												
武智 順子	弁護士												
高橋 尚男	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、「

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」、「

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中務 裕之		<p>中務裕之氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。</p> <p>重要な兼職の状況 ・中務公認会計士・税理士事務所代表 ・株式会社京都フィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）</p>	<p>公認会計士、税理士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づき、取締役会では議事全般において積極的に発言し議論の質の向上に貢献され、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。今後も当社グループの経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役として選任しております。当社との間に特別な利害関係はなく、また、当社株を所有していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。</p>
武智 順子		<p>武智順子氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。</p> <p>重要な兼職の状況 ・弁護士法人御堂筋法律事務所社員 ・岩井コスモホールディングス株式会社社外取締役</p>	<p>弁護士として培ってきた知識や経験、並びに高い法令遵守の精神を有しており、取締役会では議事全般において積極的に発言し、議論の質の向上に貢献され、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしていただいております。今後も当社グループの経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役として選任しております。当社との間に特別な利害関係はなく、また、当社株を所有していないことから一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。</p>
高橋 尚男		<p>高橋尚男氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。</p> <p>重要な兼職の状況 ・合同会社CO-SAKU代表社員 ・国立大学法人長岡技術科学大学 特任教授</p>	<p>(株)本田技術研究所及び本田技研工業(株)において開発プロジェクトに従事され、また、海外での勤務経験もあることから、技術者として、またグローバルな観点でもって当社グループの経営に対し助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断し、社外取締役として選任しております。当社との間に特別な利害関係はなく、また、当社株を所有していないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名委員会は、取締役の選任及び解任に関する基準並びに社外取締役の独立性基準を整備し、当該基準に基づき株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定しております。指名委員会は、次の事項について審議を行い、取締役会に審議結果を報告するとともに、必要に応じて意見具申を行っております。

- 役員の選任及び解任に関する株主総会付議事項
- 代表取締役及び役付取締役の選定及び解職に関する事項
- 当社の代表取締役社長を含む経営陣の後継者計画に関する事項
- その他上記 ~ に準ずる事項、及び取締役会より諮問を受けた事項

報酬委員会は、取締役が受ける報酬等の方針の策定、個人別の報酬等を協議し、取締役会に付議しております。報酬委員会は、次の事項について審議を行い、取締役会に審議結果を報告するとともに、必要に応じて意見具申を行っております。

- 役員報酬の決定方針、手続き等に関する事項
- 役員処遇等に関する重要な決定及び変更に関する事項
- 個別の役員報酬の報酬額に関する事項
- 会社業績の評価、役員の職務評価に関する事項
- その他上記 に準ずる事項、及び取締役会より諮問を受けた事項

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人及び内部監査室と適宜適時に会合を持ち、監査結果や指摘事項等について、相互に検討、意見交換を行うなど連携を密にし、効率的な監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
疋田 鏡子	公認会計士													
佐々木康夫	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
足田 鏡子		<p>足田鏡子氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。</p> <p>重要な兼職の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・足田公認会計士事務所所長 ・関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 教授 ・日本公認会計士協会 理事 ・株式会社PALTAC社外監査役 	<p>公認会計士としての長年の経験と財務及び会計に関する専門的な見識を有しており、専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただいております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っていただいております。今後も客観的かつ独立した立場から、その専門知識及び見識を、経営全般の監督と適正な監査活動に活かしていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p>
佐々木康夫		<p>佐々木康夫氏は、当社が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。</p>	<p>トヨタ自動車株式会社、フタバ産業株式会社及びプライムアースEVエナジー株式会社における豊富な経験を通じて高い見識を有しており、議案審議に資する意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っていただいております。また、監査役会において、適宜必要な発言を行っていただいております。今後も業務執行から独立した公正で客観的な立場から経営全般の監督と適正な監査活動を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、当社との間には特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の人数

5名

【その他独立役員に関する事項】

当社は、次に掲げる各項のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役及び社外監査役は、当社からの独立性を有しているものと判断しております。

(社外役員の独立性に関する基準)

当社及び当社の関係会社(以下「当社グループ」という)の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに準じる者及び使用人、並びに過去に業務執行者として当社グループに所属したことがある者(以下、総称して「業務執行者」という)

当社グループを主要な取引先として、直近事業年度におけるその者の年間連結売上高の2%以上の額の支払を当社から受けた者またはその業務執行者

当社グループの主要な取引先として、直近事業年度における当社の年間連結売上高の2%以上の額の支払を当社に行っている者、または直近事業年度末における連結総資産の2%以上の額を当社に融資している者またはその業務執行者

当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者

当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者

当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者

当社グループから役員報酬以外に、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の団体の場合は、当該団体の連結売上高もしくは総収入の2%を超える(以下、総称して「多額」という)金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等

当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファーム等の法人、組合等の団体に所属する者

当社グループから多額の寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者

当社グループの業務執行取締役、常勤監査役が他の会社の社外取締役または社外監査役を兼任している場合において、当該他の会社の業務執行取締役、執行役、執行役員または支配人その他の使用人である者

上記 から に過去3年間に於いて該当していた者

上記 から に該当する者が、取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)、執行役員及び部長格以上の上級管理職である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役を除く取締役に対しては、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い報酬制度である業績連動型株式報酬制度を導入することとし、2022年3月30日開催の第1回定時株主総会にて承認されております。

また、事業年度における業績向上への貢献意識を高めることを目的として、連結営業利益計画に対する達成率に応じて支給額が変動する金銭報酬として役員賞与制度が導入されております。それぞれの業績連動報酬の額の決定方法については、【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役及び監査役の報酬等の額については、役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を有価証券報告書に記載し、公衆の縦覧に供します。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 当社役員の報酬は、以下の方針をもとに、あらかじめ株主総会で決議された報酬総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役会の協議により、報酬額を決定しております。

役員ごとの役割や責任の範囲に相応しいものであること

会社業績と連動したものであること

中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること

株主との利益意識の共有を重視したものであること

報酬決定のプロセスに透明性及び客観性が担保されていること

優秀な経営人材を確保できる報酬水準であること

2. 取締役会で報酬を決議する際には、取締役会のもとに設置されている、過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める報酬委員会において個別・具体的な内容について協議を行い、その協議内容を取締役会に報告し審議することで、透明性及び客観性を確保しております。

3. 取締役の報酬限度額は、年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役の報酬限度額は、年額26百万円以内と定められております(2022年3月30日開催の第1回定時株主総会において決議)。

4. 社外取締役を除く取締役に対しては業績連動型株式報酬制度(役員向け株式給付信託)を導入しており、その限度額は、上記の報酬限度枠とは別枠で、信託期間5年間について金121百万円と定められております(2022年3月30日開催の第1回定時株主総会において決議)。

5. 当社の取締役の報酬は、役位に基づく「固定報酬」、短期業績に連動する「役員賞与」、毎事業年度期初の業績目標に連動する「業績連動型株式報酬」で構成されております。

「固定報酬」: 役位別に設定された基本報酬と代表権を有する取締役に対して支給される責任給で構成され、金銭にて毎月支給されるものであり、その報酬水準については、報酬委員会において、他の上場企業の報酬水準などとの比較・分析を行うことで、客観性を確保しております。

「役員賞与」: 事業年度における業績結果に応じて、役位別基本報酬に0~30%の係数(業績係数)を乗じた金銭とし、年に一度支給するものです。業績係数は連結営業利益計画に対する達成率で決定されます。なお、急激な業績変動が予測されるなど特別な事情が生じた場合には、計画の達成率に係わらず、報酬委員会において、総合的な観点から個別・具体的な金額の協議を行い、その結果を取締役に報告し、取締役会で決議することがあります。

「業績連動型株式報酬」: 対象取締役に対し、当社グループの持続的成長と中長期的企業価値向上への動機づけ、株価の変動による利益の一致を株主と共有することで、企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたもので、決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想営業利益とROEを指標とし、達成率に応じて設定された係数を、役位別の基礎ポイントに乗じて付与するポイント数を決定し、取締役の退任時に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式等を交付するものであります。

6. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するのは取締役会ですが、役員報酬制度や評価制度の構築・改定に係る協議や、固定報酬、業績連動報酬の妥当性、評価結果に関する検証は、あらかじめ報酬委員会において協議を行っております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(社外監査役)に対しては、取締役会事務局及び内部監査部門が必要に応じ、情報の提供、連絡が行えるサポート体制を整えております。

取締役会資料の事前配布を行い、議事等についての補足説明を行います。また、今後開催される全国の部署責任者会議等の重要会議や、その他、必要と思われる行事にも出席いただき、各取締役・担当者等から当社グループの現状の説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

取締役会

当社の取締役会は6名の取締役で構成されており、うち3名は社外取締役であります。毎月開催の定例取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催し、十分な議論の上的確かつ迅速に意思決定を行っております。また、取締役会では法令で定められた事項や経営に関する重要案件を決定すると共に、業績の進捗についても議論し対策等を検討しております。

指名委員会・報酬委員会

当社は、取締役の指名、報酬等に係る取締役会の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会の下に社外取締役を委員長とする、指名委員会・報酬委員会(いずれも諮問委員会)を設置しております。指名委員会は、取締役会の求めに応じて、取締役の選任及び解任に関する株主総会議案、また報酬委員会は、取締役の個人別の報酬等に関して協議を行い、取締役会に対してその協議内容の報告を行っております。指名委員会・報酬委員会は委員5名で構成されており、うち3名は社外取締役としております。

監査役会

当社の監査役会は3名の監査役で構成されており、うち2名は社外監査役であります。監査役の活動は、取締役会に出席し、取締役の職務執行並びに当社の業務や財政状況の監査を実施しております。また、代表取締役との意見交換会、決裁書類その他重要な書類の閲覧・監視等を行っております。

内部監査室

当社は、内部統制の徹底と業務プロセスの適正化、法令・規約の遵守、手続の正当な執行等の目的で内部監査室を設置し、継続的に実地監査を実施しております。

会計監査人

当社は、会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した専門家の立場から会計監査を受けております。また、同監査法人における業務執行社員の継続監査期間は22年間であります。なお、当社は2021年10月にフルサト工業株式会社と株式会社マルカが、共同株式移転の方法により設立した持株会社であり、この継続監査期間には、フルサト工業株式会社の継続監査が含まれております。

内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携

監査役は、内部監査室より内部監査の方針と実施計画及び内部監査の結果報告を受けるとともに、期初の計画策定時、定期内部監査報告書・フォローアップ監査報告書の閲覧時に随時相互の意見交換を行い、監査の実効性の確保と効率性の向上を図っております。また、会計監査人の監査計画、四半期レビュー報告及び監査報告の聴取、会計監査人が実施する棚卸監査への立会い等のほか、監査来訪時に定期的に情報交換を行い、監査の実効性の確保に努めております。内部監査室は、会計監査人が実施している棚卸監査への立会い等のほか、監査結果やその他の情報について、会計監査人と意見交換、打合せ等を適時適切に行うことを通じて共有化し、相互連携を図っております。

サステナビリティ委員会

当社は、2022年2月に「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティを巡る課題への対応の協議及び決定を行っております。「サステナビリティ委員会」は代表取締役社長を委員長とし、委員には委員長が指名する取締役、執行役員、各事業会社取締役等により構成しており、重要な議案は取締役会に報告を行い、監督を受けております。

内部統制委員会

当社は、グループ全体の内部統制体制の整備を目的とする「内部統制委員会」を設置し、金融商品取引法に基づく、財務報告の適正性及び内部統制監査の有効性の確認を行っております。

リスク管理委員会

当社は、社内規程に基づき、代表取締役社長の下に「リスク管理委員会」を設置しております。同委員会は、当社グループにおけるリスク情報の収集やリスクコントロール、年度における全社重要リスクの取組み方針やリスク低減に向けた対策、事業部門への必要な指示や支援など、リスク管理活動の全般を統括しております。

コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンスを徹底するための基本方針や施策等の検討・策定を行う「コンプライアンス委員会」を設置し、使用人に対し社内研修や会議体を通じて、コンプライアンスに関する教育を継続的に実施しております。また違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するために、社内は総務部長を、社外は外部弁護士事務所を窓口とする「コンプライアンスライン」を設置し、相談窓口に通報した者がそれを理由に不利益な取扱いを受けないよう「内部通報規程」で定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。また、内部監査室を設置し、日常業務全般について、監査役とも連携して監視機能の強化を図ります。

また、当社は経営監視機能として、常勤監査役1名及び社外監査役2名の体制で、取締役の職務執行の監査を行います。このうち社外監査役2名は独立役員として指名しており、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で、取締役会及びその他重要な会議に出席し、経営監視の実効性を高めております。当社では社外取締役及び社外監査役が独立・公正な立場で、各取締役の職務執行状況を監視するガバナンス体制が整っているため、現状の体制としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日以前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日と予測される日を選んだ開催日の設定を行っております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使を実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、当社ウェブサイトにて開示しております。
その他	招集通知発送日前日から当社及び東京証券取引所のウェブサイトにて招集通知を開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.unisol-gr.com/disclosure-policy	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	実施を検討しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算短信、本決算短信発表後、速やかに、決算説明会や個別面談を行っております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	実施を検討しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.unisol-gr.com/ir	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営戦略本部に広報部を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレート・ガバナンス基本方針」において、ステークホルダーとの適切な協働に努め、すべてのステークホルダーからの信頼を得て継続的な発展を目指すことを明記しております。また、法令遵守に対する姿勢を明確にし、公正かつ適正な企業活動を行っていくことを目的として、「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、ステークホルダーに対する遵守事項について定めております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社では、「サステナビリティ基本方針」において、地球環境との「調和・共生」を図ることをテーマの一つとし、関連する重要課題(マテリアリティ)として「事業活動における環境負荷低減」を掲げております。外部の検定試験を利用した役職員向けの環境教育を行うことで、環境問題に対する社内の意識醸成を図ると同時に、TCFD提言への賛同や環境性能の高い製品の探索・販売に努めております。また当社は、里山保全活動に関しまして、2024年3月1日に兵庫県、宝塚市、公益社団法人兵庫県緑化推進協会と「企業の森づくり活動への取組に関する協定」を締結しております。この活動を通じて、地球温暖化防止をはじめ、次世代の子供たちにより良い環境を引き継ぐことを目指してまいります。

なお、環境保全やCSRに関する取組みについては、当社ウェブサイト内に掲載しております統合報告書もご参照ください。

統合報告書は、当社ウェブサイト内のIR情報(IR資料室)より閲覧いただけます。
: <https://www.unisol-gr.com/ir/library>

里山保全活動については、当社ウェブサイト内のニュース『「企業の森づくり活動への取組に関する協定」締結に関するお知らせ』をご参照ください。
: https://www.unisol-gr.com/jp_news/post-2497

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社は、ステークホルダーからの信頼の維持・向上及び経営の透明性向上を図るためディスクロージャーポリシーを制定し、適時に、正確、公平、平易な情報開示を行っております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社は、取締役会において当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、当社を含むグループ会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)構築の基本方針を決議し、この基本方針に基づき機動的かつ求心力のあるグループ経営のもと、グループガバナンス体制の強化、改善に継続的に取り組み、効率的で透明性の高い経営体制を構築し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現を目指します。

2. 整備状況

当社は、2021年10月1日の取締役会で決議いたしました内部統制システム構築の基本方針に沿い、その整備を進めてまいります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、及び取締役会規程の定めに従い、経営上の重要な事項について決定する。取締役は、取締役会の決定に基づき、各自の業務分担に応じた職務を執行するとともに、使用人の職務を監督し、それらの状況を取締役に報告する。

・ 取締役会は、当社グループの基本方針・行動規範等を制定し、それを当社グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員等に対して周知し、コンプライアンスの強化に取り組む。

・ 当社は、当社グループ全体のコンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的として、社長の下にグループ横断的なコンプライアンス委員会を設置する。

・ 当社は、当社グループの取締役等を含む全従業員を対象とした内部者通報窓口を外部の弁護士事務所に設置し、法令等違反行為及びグループの信用や名誉を毀損させる恐れのある行為を未然に防止、または速やかに認識する。

・ 内部監査部門は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を社長に報告する。また、当該監査結果を監査役に説明することにより、監査役と連携を図る。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

・ 当社を含むグループ各社の、取締役等の職務の執行に係る重要な情報については、文書管理規程により定められた所管部署が適切に保存・管理し、取締役・監査役が常時閲覧できる状態とする。

・ グループにおけるデジタル情報の管理は、情報管理担当役員が、情報管理規程に基づき統括し、諮問に応じて情報の管理状況を、取締役会、監査役会、経営会議に答申する。

(3) 損失の危機管理に関する規程その他の体制

・ 当社は、当社グループを取り巻く様々なリスクを適切に管理するために、リスク管理規程を定め、グループ全体のリスク管理体制を整備する。

・ グループにおける多種多様なリスクの認識・把握、リスク対策の立案、リスクコントロールを行うことを目的としたリスク管理委員会を社長の下に設置し、グループ各社が抱える各種のリスクの状況を把握・管理する。

・ 当社を含むグループ会社に、緊急かつ不測の事態が生じた場合は、危機管理規程に従って社長指揮下の対策本部を設置し、損害の拡大防止、またそれを最小限に止める体制を構築する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・ 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催する。

・ 法令、定款の定め、及び当社関連規程により、取締役会が決定すべき事項と取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にし、効率的な取締役の職務執行体制を確保する。

・ 取締役会は、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、前項の定めを除く業務執行に係る権限を社長に委任し、社長は業務執行に係る権限を、各業務を担当する取締役に委任することができる。

・ 職務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会には独立した立場の社外取締役と社外監査役を含める。

・ 経営方針及び経営戦略等に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論し、その審議を経て業務執行の決定を行う。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団(以下当社グループという)における業務の適正を確保するための体制

・ 当社は、当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、事業会社の経営の自主独立を尊重しつつ、各社に対する監督機能の実効性確保を目的としたコーポレート・ガバナンス基本方針を策定する。

・ 当社は、グループ戦略の決定、グループ経営資源の適正な配分及び資本政策の策定等の役割を担うとともに、グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理規程等を策定し、同規程等に基づき、直接的に経営管理する子会社と企業間契約を締結し、事業会社の経営上の重要事項について報告を求める。

・ 当社は、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、危機管理体制、その他内部統制システムに必要な体制の構築及び運用を支援し、グループ各社の状況に応じた経営管理体制の構築に取り組む。

・ 当社の内部監査部門は、グループ各社の内部監査部門(または担当者)と連携し、直接・間接的に実施するグループ会社の監査を通じて、当社グループの内部統制システムの運用状況を把握し評価する。

・ 当社は、当社グループの従業員等が直接通報することで、法令違反行為等を未然に防止または速やかに認識し、是正することを目的に外部弁護士を窓口とする内部通報制度を設ける。また、監査役及び監督官庁等の外部機関等を含めた通報先とした通報者に対し、通報を行ったという事実を理由とした不利益取扱いは一切行わない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

・ 監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、当社及びグループ会社の使用人から監査役補助者を任命する。

・ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲において監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役等の指揮命令を受けないこととする。

・ 当該使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を必要とする。

・ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役に対し担当部門の業務の状況を適時、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査役は当社の経営会議議事録や稟議事項等の重要情報及びグループ会社からの報告に係る情報を常時閲覧できるとともに、必要に応じて当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

・ 当社は、監査役が取締役会のほか経営会議や内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な機関等の協議の場に常時出席する機会を確保するものとし、また監査役からの求めに応じ、その議題内容につき事前に提示を行う。

・ 内部者通報制度により通報された情報で、法令違反その他コンプライアンス上の問題については、監査役に報告するものとする。

・ 当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を内部通報規程に定め、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的な会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換会を行う。
 - ・ 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行取締役及び重要な使用人から個別に職務の執行状況を聴取し、報告を求めることができることとする。
 - ・ 監査役は、内部監査部門との連携を保ち、必要に応じて同部門に調査を求める。
 - ・ 監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合、会社は速やかに費用または債務の処理を行う。
- (9) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ・ 当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制システムの有効かつ効率性を評価、報告する体制の整備、運用を行う。
 - ・ 社内研修等により、グループ各社に内部統制の重要性を周知徹底させ、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の適正性の確保を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断してまいります。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方をコンプライアンス・マニュアルに明記し、全グループ社員に周知徹底しております。

社内の体制としては、総務部を対応統括部署と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに、情報共有を図り、組織的に対応できるようにグループ内の体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

敵対的買収に対する防衛策については、「株主価値の拡大」を第一義的に考え、導入の適否を検討してまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 適時開示の基本方針

当社は、会社法及び金融商品取引法並びに東京証券取引所の適時開示に関する規定を遵守し、情報開示を行っております。適時開示規則の基準に該当する情報は、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム(TDnet)にて開示し、当社ウェブサイトにも掲載いたします。また、関係法令及び適時開示規則の基準に該当しない場合でも、投資家にとって重要な情報と判断できるものについては、速やかに任意開示することに努めております。

当社は、フェア・ディスクロージャー・ルールを遵守し、未公表かつ投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断した決定事実、発生事実及び決算情報等を一部の株主や投資家等のみに開示することはありません。

(2) 適時開示体制の概要

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

a. 決定事実

重要な決定事実については、定例取締役会において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより迅速な決定を行っております。決定された重要事項について、開示が必要か否かは情報管理責任者(管理本部長)を中心に検討し、開示が必要な場合には、経営戦略本部広報部より迅速に行うよう努めております。必要に応じて会計監査人による監査及び監査役による意見、助言を適宜受けており、正確かつ公平な会社情報を開示することに努めております。

b. 発生事実

災害・事故・紛争・情報漏洩等については、当社危機管理規程に基づき、事案発生後に主管部門にて情報収集を行い、必要に応じて弁護士等による助言を適宜受け、情報管理責任者(管理本部長)を中心に情報開示の検討準備をいたします。その他の発生事実については、当該部署より情報を入手して、適時開示項目に該当する場合、経営陣への報告または必要に応じ取締役会決議を経て、経営戦略本部広報部より速やかに情報開示を行います。

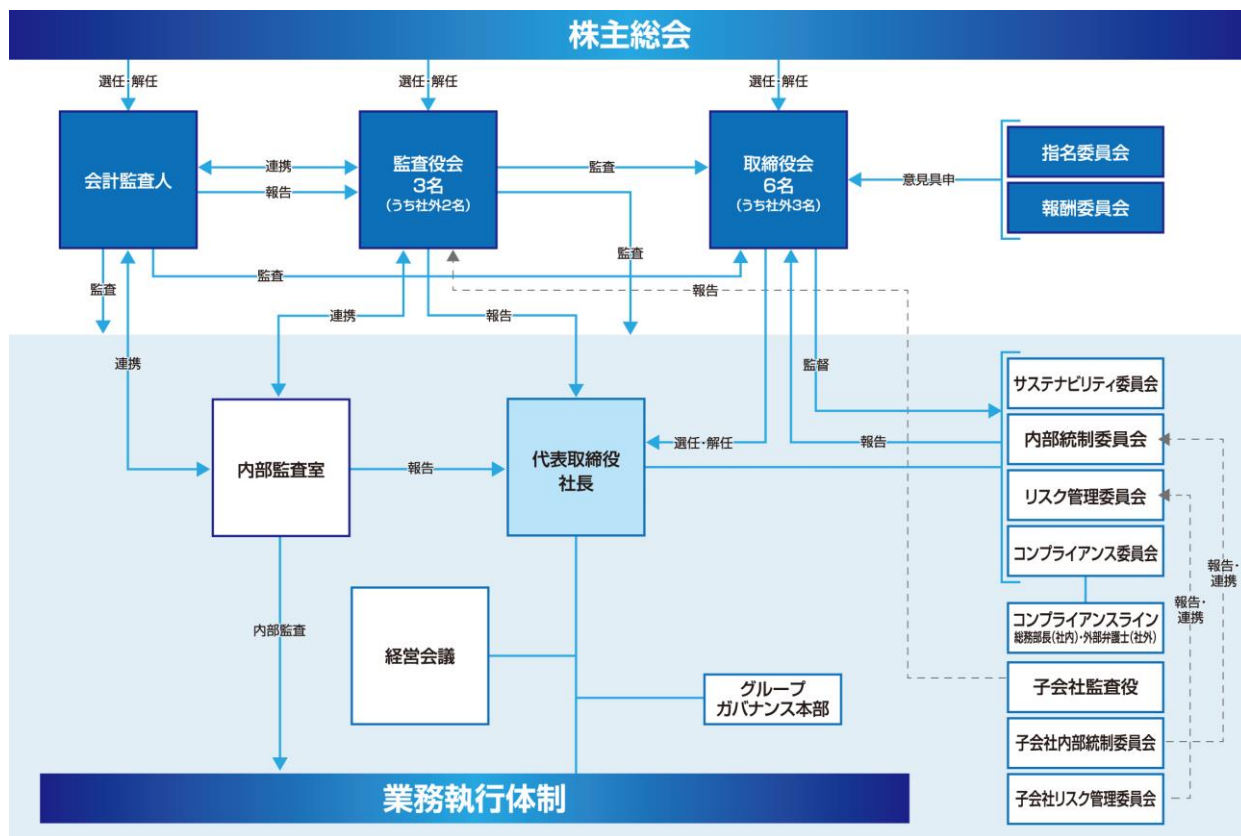
c. 決算情報

決算に関する情報については、管理本部財務企画部が作成、開示を行います。決算数値等については、取締役会決議を経て、管理本部財務企画部より速やかに適時開示を行います。

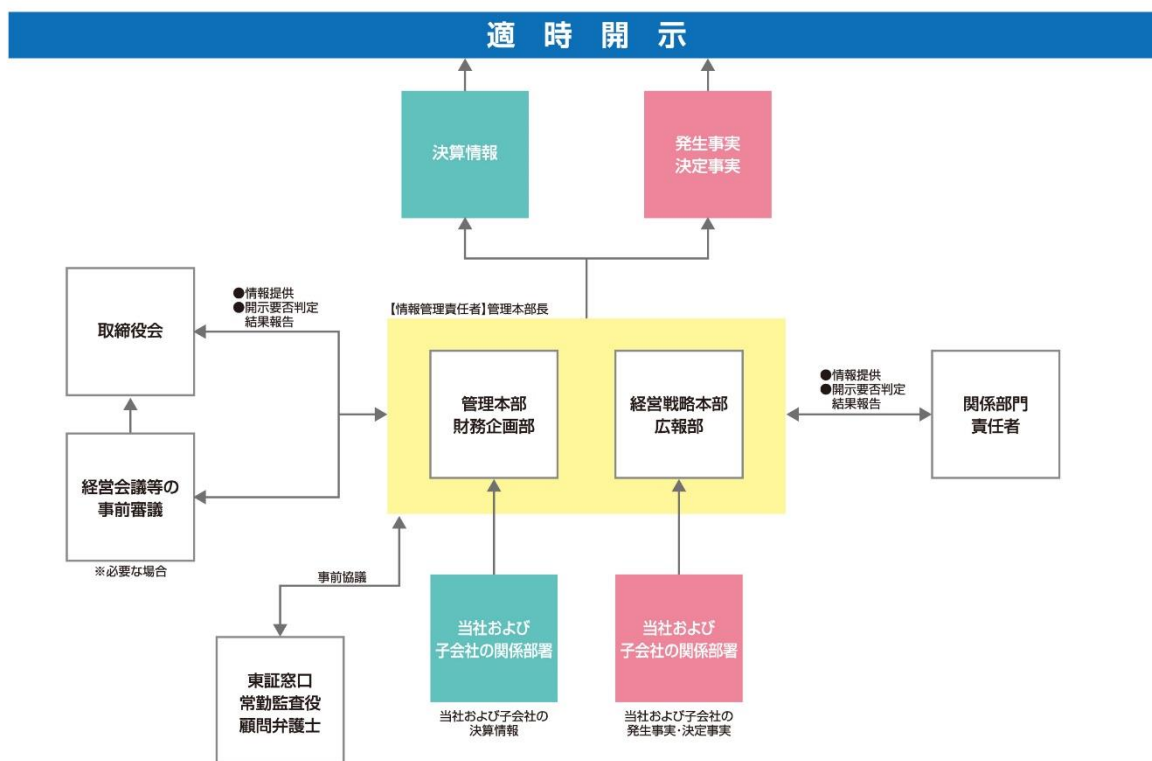
d. 情報管理

重要事実については、当社及びグループ会社に内部者取引管理規則を制定し、それに基づき、重要事実の管理方法を定め、グループ会社間での重要事実情報の報告ルート、自社株式の売買への制限設定、重要事実に基づく株券等の売買の禁止を行うなど情報管理の徹底、及びインサイダー取引の未然防止を図っております。

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】



【スキル・マトリックス】

氏名	役職	属性	経営・事業戦略	ソリューション開発 (テクノロジー)	グローバル	サステナビリティ・SDGs	法務・ガバナンス	財務・会計	人材・組織
飯田 邦彦	代表取締役会長	男性	●		●	●	●	●	●
古里 龍平	代表取締役社長	男性	●	●	●	●	●		●
山下 勝弘	取締役専務執行役員	男性	●		●	●		●	●
中務 裕之	取締役	男性 社外独立	●				●	●	●
武智 順子	取締役	女性 社外独立				●	●		
高橋 尚男	取締役	男性 社外独立	●	●	●				●
大西 聡	常勤監査役	男性						●	●
疋田 鏡子	監査役	女性 社外独立				●		●	
佐々木 康夫	監査役	男性 社外独立	●					●	●

※上記一覧表は、各人の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。